# 令和２年度あきる野市介護サービス事業者指導監査結果

令和２年度に市内で介護サービスを提供する６事業者に対して指導監査を実施しました。指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

１　指導監査実施事業者

| No | 事業者名 | サービスの種類 | 実施日 |
|---|---|---|---|
| 1 | ケアサポートセンターかしの木 | 指定居宅介護支援事業者 | 令和 2 年 7 月 14 日 |
| 2 | フレサポ | 指定居宅介護支援事業者 | 令和 2 年 7 月 29 日 |
| 3 | よつばケアプランセンター | 指定居宅介護支援事業者 | 令和 2 年 9 月 29 日 |
| 4 | 有限会社シルバーライフ | 指定居宅介護支援事業者 | 令和 2 年 10 月 27 日 |
| 5 | 有限会社シルバーライフ | 指定訪問介護事業者 | 令和 2 年 10 月 27 日 |
| 6 | 二宮デイサービスことぶきの家 | 指定地域密着型通所介護事業者 | 令和 2 年 11 月 5 日 |

２　指摘のあった検査項目の内訳

| | 文書指摘 | 口頭指摘 |
|---|---|---|
| 運営管理 | ２ | ６ |
| サービス提供 | １７ | １５ |
| 合計 | １９ | ２１ |

※文書指摘：関係法令に違反している事項　※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

３　主な指摘事項

| 指摘項目 | 主な指摘内容 | 根拠法令等 | 件数 |
|---|---|---|---|
| 指定居宅介護支援・通所介護・訪問介護の具体的取扱方針（アセスメント） | サービス提供に関する計画の作成等にあたり、アセスメントを適切に実施すること。また、アセスメント結果を記録すること。 | ・市条例（居宅介護）第 15 条第 6 号<br>・市条例（地域密着型）第 59 条の 10 第 1 項<br>・都条例第 111 号第 28 条第 1 号 | 5 |
| 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（サービス担当者会議） | 居宅サービス計画の作成等にあたり、サービス担当者会議の開催等により専門的な見地からの意見を求めていること。また、照会した意見の内容を記録すること。 | ・市条例（居宅介護）第 15 条第 9 号 | 4 |
| 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（主治の医師） | 主治の医師等に意見を求めた記録をすること。また、主治医等に居宅サービス計画を交付すること | ・市条例（居宅介護）第 15 条第 1 項第 21 号 | 3 |
| 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（福祉用具貸与） | 福祉用具貸与の利用の妥当性を検討しているか、確認できなかったため、改善すること | ・市条例（居宅介護）第 15 条第 1 項第 25 号 | 4 |
| 勤務体制の確保 | 研修の機会を確保するために年間の研修計画を作成すること。 | ・市条例（居宅介護）第 21 条第 3 項 | 4 |
| 秘密保持 | 職員に対して業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。 | ・市条例（居宅介護）第 25 条第 2 項 | 3 |

※全ての指摘事項が令和２年度内に改善されています。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

市条例（居宅介護）：あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月 26 日条例第 1 号）

市条例（地域密着型）：あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 28 日条例第 2 号）

都条例第 111 号：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）